

I 組織の使命

都市建設部は、まちづくり景観課・都市計画課・都市整備課・建築課・住宅課・建築行政課の6課で構成されており、主に、都市計画・都市景観などの市街地の整備や市営住宅の供給を含む住環境の整備に係わる業務のほか、建築物の安全・安心対策や市有施設の営繕に係わる業務を担当しています。

都市建設部のミッション（使命）は、

「市民の誰もが誇りを持って、安心して、暮らせるまちをつくり出すこと」です。

このため、都市建設部では以下の基本方針に基づき、市民、企業、団体などと行政との協働によるまちづくりを推進します。

II 組織の基本方針

- マニュアルからではなく、地域の実態からものを考え、函館のまちの特性と個性を活かした、魅力的で住みよいまちづくりを進めるための効果的な施策の展開につなげます。
- 「まちづくりの主人公は市民」との視点に立ち、情報をわかりやすく提供するとともに、まちづくりを進めていく上での課題を共有し、協働して解決を図っていきます。
- 政策立案や事業・施策の推進に際しては、職員一人ひとりがコスト意識をしっかりと持ちながら、まちづくり全体の視点を踏まえて取り組みます。

III 主要施策・事務事業

1 市民の安全・安心を守るまちづくりの推進

(1) 函館市都市計画マスタープランの改定に向けた取り組み

(ア) 函館市都市計画マスタープランの第1回改定から10余年が経過し、改定後の計画期間（H23～R12）における中間年を過ぎたことから、関連法制度の改正、社会情勢の変化および上位計画の見直しの動向を踏まえ、市民からの意見聴取のために実施した、市民アンケート、市民懇話会および地区ワークショップを参考に素案を作成し、庁内での調整や北海道との協議のうえ、令和8年度(2026年度)の改定に向けた取り組みを進めます。

(2) 公営住宅施策の推進

(ア) 市営住宅入居者の居住環境の改善と将来の住宅需要を見据えた適正な管理戸数を確保するため、湯川団地および旭岡団地の集約化を進めます。

(イ) 湯川団地共同浴場を、利用者の方々に快適に利用していただけるよう運営します。

(3) 住宅・建築物の耐震化の促進

(ア) 住宅・建築物の耐震化を促進するため、木造住宅を対象とした耐震化支援事業や簡易的な無料耐震診断を行うほか、避難路沿道建築物等の所有者に耐震改修を実施するよう指導・助言を行うとともに、令和7年度末（2025年度末）をもって現計画期間が満了となることから、北海道の動向を踏まえ、次期耐震改修促進計画を策定します。

(4) 屋外広告物対策の推進

- (ア) 安全・安心で良好な広告景観を形成するため、屋外広告物を表示する際のルール周知・啓発を図るとともに、屋外広告物のパトロール等を通じて、安全対策の充実に努めます。

(5) 住宅困窮者への支援

- (ア) 高齢者や障がい者などの住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会において、課題や問題点などを協議します。

(6) 盛土等への対策

- (ア) 盛土等に伴う災害を防止するため、盛土規制法に基づき指定した規制区域内において既存盛土の分布調査を行い、盛土が存在する位置を把握するほか、第二次スクリーニング計画において優先度が高いと判定された大規模盛土造成地について、現地踏査を行い、変状の経過を観察します。

(7) 空家等利活用の促進

- (ア) 第2期空家等対策計画（R3～R7）に基づき、空家の除却費用の支援や所有者不明土地・建物管理制度等を活用し、危険な空家の解消に努めるとともに、空き家バンクの運営により空家所有者と利用希望者のマッチングを図るほか、令和7年度末（2025年度末）をもって現計画期間が満了となることから、空家等対策協議会における議論等を踏まえ、第3期空家等対策計画を策定します。
- (イ) 市外からの移住者に対する空家の改修費用の支援を行い、街なか居住の誘導を図るとともに、空家の利活用とまちなかへの若年層の定住を促進するため、子育て世帯に対して家賃を補助します。

(8) 建築行政の推進

- (ア) 安全で利便性に優れた質の高い建築物の整備を促進するため、建築確認審査や完了検査、建築物等の維持管理状況についての定期報告制度などを通じて、建築基準法および関係規定の遵守を徹底するよう審査・指導を行います。
- (イ) 既成市街地における快適な都市環境の整備を促進するため、市街地再開発事業や中高層建築物等の整備を行う民間事業者に対する技術的助言などの支援を行います。

(9) 公共建築物の適正な設計・工事監理

- (ア) 良質な公共建築物を整備するため、建築・電気設備・機械設備にわたる営繕業務においては、地域の特性を生かしつつ、変化する社会的要請を踏まえた建築物の設計・工事監理を行います。
- (イ) 公共工事の品質確保に向けた取り組みとして、担い手となる人材の育成および確保に配慮しつつ、発注関係事務を適切に実施し、適正な予定価格や工期の設定に努めます。

2 景観・町並みの形成・継承

(1) 歴史的建造物の保存・活用の促進

- (ア) 歴史的建造物を保存・活用し未来へ継承するため、保全調査や保存修理などの支援を行います。

(2) 良好な町並み景観の形成

- (ア) 函館市景観計画に基づき、地域内の行為の届出の義務付けや、届出者との事前協議を行いながら、景観の保全や形成を図るとともに、函館らしい景観を未来に継承するため、景観やまちづくりの活動に取り組んでいる市民団体との協働により、フォーラムを開催します。

3 市街地等の機能強化

(1) 立地適正化計画の推進

(ア) 函館市立地適正化計画（H30～R12）に基づき、人口減少や少子高齢化が進む中であっても、将来にわたって豊かで快適な歩いて暮らせるコンパクトなまちの形成を目指し、国の「都市構造再編集中支援事業」を活用しながら、函館駅前・大門地区における市街地再開発事業と連携した周辺環境整備のほか、地区内の住宅取得費助成や飲食店が行う店舗改修支援などの居住誘導施策の取り組みを進めます。

(2) 西部地区の再整備

(ア) 函館市西部地区再整備事業基本方針に基づき、市民等が主体となる共創によるまちづくりを進めるとともに、まちづくり会社などと連携しながら、空家・空地などの低未利用不動産の有効活用を促進します。

(3) 長期未着手都市計画道路の見直し

(ア) 函館市長期未着手都市計画道路の見直し方針（第2次）に基づき、廃止や変更の方向性が示された都市計画道路について、関係機関協議や住民説明会を実施し、順次、都市計画変更の手続きを進めます。